

学校教育 I C T 支援業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 6 月
姫路市教育委員会事務局

I 募集の概要

(1) 業務名

学校教育 I C T 支援業務

(2) 業務概要

文部科学省の G I G A スクール構想の下で、学校現場においては、I C T 環境整備が急速に進んでいる。これらで整備された I C T 機器を効果的効率的に推進するため以下の業務について委託するもの。

ア 学校 I C T 活用支援業務 (I C T 支援員)

全市立学校園における I C T を活用した教育の質的向上に資するものとして、事例収集や調査分析、教職員への具体的な活用支援を実施するため I C T 支援員を各校に派遣するもの。

イ 学校 I C T 推進サポート業務 (ヘルプデスク)

教職員が I C T を活用した校務の効率化と時代に応じた情報教育を進めていけるよう技術的支援、アドバイス及び情報提供を行うとともに、学校現場における端末等の設定やソフトウェアのインストール等を行うことなどを業務の主な目的とするもの。

ウ 教育情報システム運用支援業務 (運用管理 S E)

教育総合情報ネットワークシステムの運用管理を行うため、サーバ等の運用管理を行う常駐 S E を配置するもの。

(3) 履行場所

姫路市立総合教育センター ほか

(4) 事業期間

契約の日から令和 1 2 年 8 月 3 1 日まで (長期継続契約を締結する予定)

※ 契約日から令和 7 年 8 月 3 1 日までは準備期間とし、事業開始は令和 7 年 9 月 1 日からとする。

(5) 提案上限金額 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

月額 4, 1 7 7, 0 0 0 円

※ 月額費用の発生は、事業が開始される令和 7 年 9 月 1 日からとする。

※ 令和 8 年度以降の予算について、予算の承認が得られない場合又は予算の減額がされた場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。なお、契約を変更し、又は解除した場合において受託者に損害があるときは、受託者は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、本市と受託者における協議の上定めるものとする。

2 参加資格

参加表明をする者 (以下「参加表明者」という。) は、次に掲げる要件 (以下「参加資格要件」という。) を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準 (平成 2 5 年 3 月 2 5 日制定) に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱 (平成 2 5 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。) 第 3 条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について (平成 2 3 年姫路市告示第 4 0 8 号) 第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「コンピュータ・情報処理関連業務」の業種及び「その他」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。

- (4) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (5) 次の全てに該当すること。
- ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市教育委員会事務局学校教育部総合教育センター教育研修課（以下「教育研修課」という。）

〒670-0935 姫路市北条口三丁目29番地

電話 (079) 224-5841

FAX (079) 224-5847

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年（2025年）6月 5日から 令和7年（2025年）7月31日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
-----------	--

閲覧の場所	姫路市ホームページ (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028412.html)
-------	--

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年6月 5日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年6月17日 午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和7年6月18日（予定）
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年6月23日 午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年6月26日（予定）
6	提出書類（提案資料）の受付期限	令和7年7月 7日 午後4時
7	ヒアリング内容の通知	令和7年7月15日（予定）
8	ヒアリング内容の回答期限	令和7年7月18日 午後4時
9	契約候補者の特定及び通知	令和7年7月24日（予定）
10	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年7月31日（予定）

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (I) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1-1）

(イ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの（写しでも可）、市税の納税義務がある場合に限る。）

(ウ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの（写しでも可））

(エ) 関連企業申告書（様式1-2）

イ 提出部数

1 部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年（2025年）6月 5日から 令和7年（2025年）6月17日 午後4時まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	姫路市ホームページ (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028412.html)

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。

オ 提出場所

教育研修課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年6月13日午前9時から同月17日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年6月18日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することによって通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年6月23日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により教育研修課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Wordとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

kyo-kensyu@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年6月23日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答予定日時

令和7年6月26日午後3時

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は

修正事項とする。

- イ 質問が次項第１号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。
- ウ 質問者名は公表しない。

８ 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「学校教育ＩＣＴ支援業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式４（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示および記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。

(4) 提出場所

教育研修課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和７年７月３日午前９時から同月７日午後４時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとし（提出期限最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後４時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、１件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準書に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

９ ヒアリングの実施

- (1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。なお、ヒアリングは、電子メールでの質疑応答とする。提案書の受付後、令和７年７月１５日までに本市よりヒアリング内容を通知する。提案者は、同月１８日午後４時までに教育研修課代表アドレス宛（kyo-kensyu@city.himeji.lg.jp）に回答を返信す

るものとする。

(2) ヒアリングでは、補完的な資料の提出は認めない。

(3) 正当な理由なくヒアリングに対し返信のない場合は、失格となる場合がある。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、学校教育ICT支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

ウ 審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案書等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目	評価基準	配点
(1) 業務実施方針	・ 国の方針（GIGAスクール構想等）や本市の方針（姫路市総合計画や姫路市教育振興基本計画等）を踏まえ、本業務の目的を正しく理解しているか。	10点
(2) 業務実施体制	・ 要求水準書を踏まえた上で、効果的な人員配置となっているか。 ・ 配置する人員は、本業務の確実な遂行に必要な経験を有しているか。 ・ 配置する人員は、本業務のサービスレベルの向上に資する資格（基本情報技術者やネットワークスペシャリスト等の国家資格やGoogleやMicrosoft等の民間企業認定資格等）を有しているか。	90点
(3) 評価テーマ① 学校ICT活用支援業務に関する提案	・ ICT活用推進に資する効果的な取組が提案されているか。 ・ 限られた要員の中で、効率的に対応できる内容となっているか。 ・ 学校現場の実情に即した内容となっているか。	30点
(4) 評価テーマ② 研修に関する提案	・ 研修の目的の実現に資する内容となっているか。 ・ 研修対象者の多様なニーズに対応する内容と	30点

	なっているか。 ・ 学校現場の実情に即した内容となっているか。	
(5) 評価テーマ③ プロジェクト管理に関する提案	・ 各業務が確実に遂行されるような管理手法が採用されているか。 ・ 各要員が連携し、プロジェクト全体が効率的かつ効果的に運営されるような取組が提案されているか。	15点
(6) 評価テーマ④ 業務従事者への教育に関する提案	・ システム更新時や人員入替時にサービスレベルが低下しない研修計画となっているか。 ・ 個人情報情報を安全に取り扱うための方策が十分に講じられているか。	10点
(7) 評価テーマ⑤ その他提案	・ 提案の内容が本市にとって有益な内容か。	5点
(8) 実績	・ 「学校ICT支援員業務」「教職員向けヘルプデスク業務」「保護者向けヘルプデスク業務」について、令和2年4月1日以降に、本市と類似する業務で、本市と同等規模の市区町村での履行完了実績を元請として有しているか。	70点

※ 評価項目(1)～(7)に関しては、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

※ 評価項目(8)に関しては、提出された実績に対し、下表の基準により評価点を算出する。

業務	観点	判断基準	得点
学校ICT支援員業務	業務の類似性	実績なし	0点
		Googleアカウントを活用した授業支援の実績を有する	5点
		Microsoft365を活用した授業支援の実績を有する	5点
		電子黒板を活用した授業支援の実績を有する	5点
	規模の類似性（対	実績なし	0点

	象の教職員人数)	1,000 人未満	3 点
		1,000 人以上	5 点
		2,000 人以上	7 点
		3,000 人以上	10 点
教職員向けヘルプ デスク	業務の類似性	実績なし	0 点
		Google アカウントの利用に関する対応の実績を有する	5 点
		Microsoft365の利用に関する対応の実績を有する	5 点
		WindowsPC の利用に関する対応の実績を有する	5 点
	規模の類似性（対象の教職員人数）	実績なし	0 点
		1,000 人未満	3 点
		1,000 人以上	5 点
		2,000 人以上	7 点
		3,000 人以上	10 点
保護者向けヘルプ デスク	業務の類似性	実績なし	0 点
		保護者向け Google アカウントの利用に関する対応の実績を有する	5 点
		児童生徒向け Chromebook の利用に関する対応の実績を有する	5 点
	規模の類似性（対象の児童生徒数）	実績なし	0 点
		10,000 人未満	3 点
		10,000 人以上	5 点
		20,000 人以上	7 点
		30,000 人以上	10 点

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

第8項第1号に定める提案資料の様式5に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された事業費（受託希望金額）のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である240点を付与し、その他の提案者の評価点は、240点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$240 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員（６名）の評価点の合計点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する（満点１８００点）。なお、総合評価点算出後にイのただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

ア 提案者が１者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和７年７月２４日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和７年７月３０日午後５時までに、本件業務の見積書を教育研修課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和７年７月３１日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

Ⅰ Ⅰ 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、前項第１号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和６２年姫路市規則第２９号）第２９条の規定を適用する。

Ⅰ Ⅱ 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第１０項第１号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により教育研修課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

Ⅰ Ⅲ 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第２項各号に規定する参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者

- (4) 提案手続において第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負希望金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ず、に無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合、その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙「審査結果公表例」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。